平成２２年（フ）第２号
香川県丸亀市今津町715番地５　サーパス今津605号
債務者　新開　一史
１　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６１号
愛媛県松山市余戸中１丁目５番35号
債務者　鈴鹿八惠子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
愛媛県松山市吉藤４丁目２番17号　潮見団地７棟721号
債務者　松村千鶴子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３２２７号
福岡市東区下原４丁目17番27―105号
債務者　熊取　正善
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３３２号
福岡市東区名島１丁目23番４号
債務者　冨部　一郎
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３９４号
福岡市早良区室見５丁目４番10―302号
債務者　栗山　好子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６号
福岡市西区田尻１丁目２番56―211号
債務者　池田由利恵
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県大野城市白木原２丁目８番３―201号　オオタニビル
債務者　平井　善裕
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４号
福岡市東区香椎１―９―15
債務者　豊福　和春
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６号
福岡市城南区鳥飼７丁目29番305号
債務者　松尾　　仁
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５６０号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯906番地１
債務者　山口　博子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
佐賀県佐賀市水ヶ江２丁目１番７号
債務者　黒田　淳子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
佐賀県佐賀市多布施４丁目17番144号
債務者　森永美也子（旧姓梶原）
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
佐賀県佐賀市東与賀町大字田中246番地16
債務者　峰　　明美
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
佐賀県鳥栖市西田町128番地
債務者　松尾　直子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
北海道余市郡余市町山田町63番地
債務者　蠣崎　良悦
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３４号
北海道余市郡余市町山田町63番地
債務者　蠣崎　軌子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３５号
北海道小樽市富岡２丁目21番15号　船見坂フラッツコーポ205、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目37番１号　グリーンヒル松ヶ枝102号室
債務者　渡邊とも子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部